

	<p>a 東部 総合事務所及び八頭 総合事務所の所管区 域に係るもの</p> <p>b 中部 総合事務所の所管区 域に係るもの</p> <p>c 西部 総合事務所及び日野 総合事務所の所管区 域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が$8,000$万円以上の工事に 係るもの (ロ) 工事費が$8,000$万円未 満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等 の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所 及び八頭総合事務所の 所管区域に係るもの (b) 中部</p>	—	東部総合事務 所長	—	中部総合事務 所長	—	西部総合事務 所長	—	西部総合事務 所長
						<p>総合事務所の所管区 域に係るもの (c) 西部総合事務所 及び日野総合事務所の 所管区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が$2,000$万円 以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が$2,000$万円未 満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎 及び議会棟の工事に 係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所 及び八頭総合事務所の 所管区域に係るもの (b) 中部</p>			

るもの (c) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの	西部総合事務 所長	るもの (c) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの	西部総合事務 所長
18 同規則第42条第1項の規定による工期の繰後の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁	東部総合事務 所長		西部総合事務 所長

	倉等の 工事に 係るも の b. a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の							— 東 部 総 合 事 務 所 長																						
19 同規則第42条第 2項の規定による 通常必要とされる 工期に満たない工 期への変更の要求 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係								—																						
								— 東 部 総 合 事 務 所 長																						

総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						西部総合事務所長									
21 略							21 略								
22 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が8,000万円以上の工事に係るもの						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長									

	<p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	—		—	東部総合事務所長					
23	<p>同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>			—	東部総合事務所長 中部総合事務所 西部総合事務所	23	同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの		東部総合事務所 中部総合事務所 西部総合事務所	
24	<p>同規則第49条第1項の規定による図籍(図書)の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係</p>					24	同規則第49条第1項の規定による図籍(図書)の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係			

	総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					— 西部総合事務所長															
25 同規則第2条第11項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上						— 東部総合事務所長 — 中部総合事務所長 — 西部総合事務所長						25 同規則第2条第11項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									

	<p>の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの a. 普 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の b. a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>	—						—	東 部 総 合 事 務 所 長																					
26	<p>同規則第57条第 1項の規定による 工事目的物の使用 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 普 費に係 る本庁 舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の</p>	—						—	中 部 総 合 事 務 所 長																					
									西 部 総 合 事 務 所 長																					
									—																					

	の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所			中部総合事務所 西部総合事務所					
28 略					28 略				
	29 同規則第9条第21項(同規則第6条第21項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所 (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所 (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に			東部総合事務所 中部総合事務所 西部総合事務所		29 同規則第9条第21項(同規則第6条第21項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所 (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所 (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に			東部総合事務所 中部総合事務所 西部総合事務所

	<p>係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>								
30	<p>同規則第30条第2項の規定による前払金に係る認定 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>								
31	<p>同規則第31条第2項の規定による請負代金の前払 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に</p>								
	<p>係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>								
30	<p>同規則第30条第2項の規定による前払金に係る認定 (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>								
31	<p>同規則第31条第2項の規定による請負代金の前払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に</p>								

	<p>4項の規定による請負代金の部分払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>				<p>4項の規定による請負代金の部分払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	
34	同規則第7条第								34	同規則第7条第					

	<p>1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>		<p>1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
--	---	--	---	--	---	--	---

	35 略													
	36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	(1) 建築工事に係るもの	イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの	ロ イ以外のもの	(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの	(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	(2) 設備工事に係るもの	イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの	ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの	(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの	(ロ) (イ)以外のもの
							東部総合事務所長						東部総合事務所長	
								中部総合事務所長					中部総合事務所長	
									西部総合事務所長				西部総合事務所長	
													東部総合事務所長	
								中部総合事務所長					中部総合事務所長	
									西部総合事務所長				西部総合事務所長	

	務所の 所管区 域に係 るもの																				
職員課 一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1~3 略																				
	4 同法第26条の2第1項の規定による職員の修学部分休業の承認 (一) 次長等(次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び地方機関の長に係るもの (二) 部長等(部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの																				
	5 略																				
	6 同法第28条第1項又は第2項の規定による職員の分限(心身の故障による休業を除く。)又は同法第29条第1項から第3項までの規定による職員の懲戒に係る処分																				
	7 職員団体の業務に専ら従事する職員に係る事務のうち次に掲げるもの (一) 専任休暇の承認 (二) 職務算入の許可 (三) 専任休暇の取消し																				
二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	8 同法第30条第1項の規定による職員の営利企業等の従事の許可 (一) 部長等及び地方機関の長(部長に相当する職の職員に限る。)に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(部長に相当する職の職員を除く。)に係るもの (三) 部長等及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの																				
	9 略																				
	1 略																				
三~六 略	2 同法第22条の17第1項及び第3項の規定による職員の派遣申請及び派遣についての協議																				
	3 略																				
七 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)に基づく知事の権限	1 同規則第8条第2項の規定による昇格基準によることの承認の申請																				
	2 略																				

	務所の 所管区 域に係 るもの																				
職員課 一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1~3 略																				
	4 同法第26条の2第1項の規定による職員の修学部分休業の承認 (一) 次長等(次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び地方機関の長に係るもの (二) 部長等(部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの																				
	5 略																				
	6 同法第28条第1項の規定による職員の営利企業等の従事の許可 (一) 部長等に係るもの (二) 次長等に係るもの (三) 部長等及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの																				
	7 略																				
二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 略																				
	2 同法第22条の17第1項及び第2項の規定による職員の派遣申請及び派遣についての協議																				
	3 略																				
三~六 略	1 略																				
	2 同規則第15条第1項の規定による昇給の承認の申請																				

		6 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証																		総合事務所長			
		7 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施																		総合事務所長			
		8 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改進黨令																		総合事務所長			
		9 同法第43条第1項及び第21項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し																		総合事務所長			
青少年・文教課	一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可																					
		2 同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理																					
		3 同法第13条の規定による私立学校の閉鎖の命令																					
		4 同法第32条の8第1項の規定による私立の専修学校の設置及び廃止並びに設置者の変更及び目的の変更の認可																					
		5 同法第32条の9の規定による私立の専修学校の名称、位置又は学則の変更等の届出の受理																					
		6 同法第32条の11第1項において準用する同法第10条の規定による私立の専修学校の校長を決定した旨の届出の受理																					
		7 同法第32条の11第1項において準用する同法第13条の規定による私立の専修学校の閉鎖の命令																					
		8 同法第33条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による私立の各種学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可																					
		9 同法第33条第2項において準用する同法第10条の規定による私立の各種学校の校長を決定した旨の届出の受理																					
		10 同法第33条第2																					
協働推進課	一 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証																			総合事務所長		
		2 同法第10条第2項(同法第25条第51項及び第34条第5項において準用される場合を含む。)の規定による認証の申請に係る公告																				総合事務所長	
		3 同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証																				総合事務所長	
		4 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認証																				総合事務所長	
		5 同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証																				総合事務所長	
		6 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証																				総合事務所長	
		7 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施																					総合事務所長
		8 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改進黨令																					総合事務所長
		9 同法第43条第1項及び第21項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し																					総合事務所長
		二 鳥取県青少年健全育成条例(昭和66年鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨																				
2 同条例第9条の2に基づく青少年健全育成協力員の委嘱及び委嘱の取り消し																							
3 同条例第11条の																							